

公共施設の運営を支援する仕組み（事例）

□施設の愛称

- 平成29年度に愛称募集を予定、募集要項を検討中
例：①拠点施設全体の愛称、②避難（自由）通路の愛称
例：施設内の諸室について、愛称を併用する事例
山口県下松市 市民交流拠点施設「ほしらんど くだまつ」
 - 多目的ホール→「サルビアホール」
 - 施設内通路→「交流プロムナード」
 - 歴史民俗資料展示コーナー→「くだまつふるさと広場」
- ネーミングライツ（命名権契約）について研究中

□運営体制

- 市民運営協議会（仮称）の設置を検討
協議会等の要綱等により設置している例が一般的である。
「須賀川市市民交流センター管理運営協議会設置要綱」では、協議会のほかアドバイザーを置くことができる旨を規定している。

【参考：施設条例に位置づけている事例】

条例等	名称（根拠）	目的・役割	対象	任期・定数
公民館条例	公民館運営審議会 （社会教育法）	館長の諮問に応じ、各種事業の企画実施につき調査審議する。	学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者	2年 20人以内 教育委員会 が委嘱
図書館条例	図書館協議会 （図書館法）	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者	2年 7人以内 教育委員会 が任命
総合福祉センター条例	運営協議会	センターの適正な管理及び運営を図るため。	知識経験者、福祉関係団体の代表、利用者の代表、関係行政機関の職員	2年 12以内 市長が任命

□市民協働

- 市民ボランティア・ガイド
例：八戸市「はっち」の館内案内
※市民サポーターの事例→市民参加型アートプロジェクト「まちぐ（る）み」
中心街の活性化を目指して取り組む市民活動を、「はっち」がサポート
- 市民企画運営ボランティア
例：下松市「ほしらんど くだまつ」の「くだまつふるさと広場」（歴史民俗資料展示コーナー）の企画展、「広場通信」の編集、発行など

□利用促進

- 利用登録者情報提供システム
希望する個人・団体などを対象に利用者登録を促し、登録者向けに情報提供サービスを行い、センターの利用促進やネットワークづくりを支援するもの。